

龜山市公告第13号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を龜山市環境産業部農政室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成29年2月20日

龜山市長 櫻井義之

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、水路、ため池その他これらに類するもの

2 法定外公共物の所在及び面積

龜山市川合町字作千代治326番の一部 120.10m²